

第5章 地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的
<ul style="list-style-type: none">● この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。● 想定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、本編第1章第4節第4「災害の特徴」、第5「被害想定」を参照。
2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
<ul style="list-style-type: none">● 本市の地域に係る地震防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱の詳細については、本編第1章第3節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第2節 関係者との連携協力の確保に関する事項

担当	全部全班
連携先	道、協定締結先自治体、協定締結先事業者

第1 資機材、人員等の配備手配

実施内容
1 物資等の調達手配 <ul style="list-style-type: none">● 発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、不足分を道に供給要請する。● その他、物資調達については、本編第3章第14節「生活救援対策」に準ずる。
2 応急対策に必要な物資等の調達手配 <ul style="list-style-type: none">● 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。● 道に対して市町村内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。
3 人員の配備 <ul style="list-style-type: none">● 人員の配備状況を北海道に報告する。● 人員の配備は、本編第3章第1節「地震・津波災害時の活動体制の確立」に準ずる。
4 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置 <ul style="list-style-type: none">● 防災関係機関は、地震が発生した場合において、苫小牧市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。● 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

実施内容
1 広域応援 <ul style="list-style-type: none">● 災害応急対策の実施のため必要があるときは、他の市町村、公共的団体等と締結している応援協定に従い、他機関に応援を要請する。
2 自衛隊の災害派遣 <ul style="list-style-type: none">● 自衛隊の災害派遣要請については、本編第3章第6節第1「自衛隊派遣要請」に準ずる。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

担当	全部全班
連携先	道、苫小牧港管理組合、自主防災組織、北海道電力ネットワーク、苫小牧ガス、NTT、自衛隊、警察署

第1 津波からの防護

実施内容
1 津波からの防護のための施設の整備
<ul style="list-style-type: none">● 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。● 内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずる。
2 津波からの防護のための計画策定
<ul style="list-style-type: none">● 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定める。<ul style="list-style-type: none">・防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画・防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画・水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平時の管理方法・津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整の方針及び計画

第2 津波に関する情報の伝達等

実施内容	
1 津波に関する情報の伝達等	
● 津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は本編第3章第1節第1「地震・津波情報の収集・伝達」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。	
・ 居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達し、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮する。	
・ 道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底し、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備する。	
・ 船舶、漁船等に対して速やかに津波警報等の伝達を行い、この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置をあわせて示すことに配慮する。	
・ 管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報収伝達体制を整備する。	
・ 必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び工程等を定める。	

第3 地域住民の避難行動等

実施内容	
1	避難対象地区
●	避難情報の発令判断・伝達マニュアル（津波災害編）のとおりとする。
2	避難の確保
	（避難計画の作成）
●	道の示す指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて津波避難計画の見直しを行うとともに、地区別津波避難計画を策定する。
●	避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平時から情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努める。
●	これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練等による検証を通じて避難計画の内容を見直す。
	（避難に関する情報の周知）
●	津波ハザードマップを活用し、津波に関する被害想定や避難に関する情報等の市民への周知に努める。
●	避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮する。
	（避難路等の整備）
●	指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
	（市民等の備え）
●	避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努める。
3	避難のための指示
●	以下の場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合 ・強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき ・海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき
●	津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高層ビル等に緊急避難するよう指示する。
●	避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-アラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

4 避難場所の確保
<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定める。 ● 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用する等、津波避難ビル等の活用を推進する。
5 避難場所及び避難所の維持・運営
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。 ● 避難場所においても津波警報等の情報を入手できるよう、配慮する。 ● 冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築等、避難生活環境の確保について配慮する。
6 避難所における救護
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所において避難者に対し実施する救護は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ施設への受入れ ・ 飲料水、主要食料及び毛布の供給 ・ その他必要な措置 ● 上記に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流通在庫の引き渡し等の要請 ・ 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請 ・ その他必要な措置
7 避難行動要支援者の避難支援
<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努める。 ● 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、上記に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当し、市は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行う。 ● 海溝型地震が発生した場合、市は上記に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受入れする者等に対し必要な救護を行う。
8 避難誘導等
<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。 ● 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等して、円滑な避難誘導のための環境整備に努める。 ● 津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識の設置に当たっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意する。 ● 避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずる。 ● 災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。
9 意識の普及啓発
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬季の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。

第4 消防機関等の活動

実施内容	
1	消防機関等の活動
●	津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none">・津波警報等の情報の的確な収集・伝達・津波からの避難誘導・自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援・津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
●	活動に必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

実施内容	
1	水道
●	地域住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損による道路陥没等の二次災害を軽減させるため、耐震性の高い水道管に更新する等の措置を実施する。
2	電気
●	大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬季の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策が重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする需要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
●	電力事業者が行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置に協力する。
3	ガス
●	ガス事業者が行う、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な対策に関する広報等の措置に協力する。
4	通信
●	通信事業者が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置に協力する。
5	放送
●	放送事業者が行う措置に協力する。

第6 交通対策

実施内容
1 道路の予防対策
<ul style="list-style-type: none">● 道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、市民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずる。● 冬季においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずる。
2 海上の予防対策
<ul style="list-style-type: none">● 海上保安署及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に安全な海域へ船舶の退避を実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずる。● 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避等の安全確保対策を講ずる。● 市は、関係機関が行う措置に協力する。
3 鉄道の予防対策
<ul style="list-style-type: none">● 鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講ずる。● 市は、鉄道事業者が行う措置に協力する。
4 乗客等の避難誘導
<ul style="list-style-type: none">● 鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車、船舶等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。● 避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮する。

第7 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

実施内容
<p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各施設に共通する事項として、以下の対策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の入場者等への伝達 岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するように入場者等に対し伝達する。 ・入場者等の退避のための措置 ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 ・出火防止措置 ・飲料水、食料等の備蓄 ・消防用設備の点検、整備 ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等で情報を入力するための機器の整備 ・防災訓練並びに地震・津波防災上必要な教育及び広報 ● 個別事項として、以下の対策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置 ・学校、職業能力開発校、研修所等にあつては、次の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な措置 ・特別支援学校等、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置 ・災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入れ方法等 ・社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置 ・要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める
<p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の前段に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ・自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保 ・無線通信機等通信手段の確保 ・災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保 ● 災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。 ● この推進計画に定める避難所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は1に掲げる措置を講ずるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
<p>3 工事中の建築物等に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定める。 ● 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第8 迅速な救助

実施内容
<p>1 迅速な救助</p> <ul style="list-style-type: none">● 救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努める。● 自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。● 消防団の加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

担当	全部全班
連携先	道、苫小牧港管理組合、自主防災組織、北海道電力ネットワーク、苫小牧ガス、NTT、自衛隊、警察署

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

実施内容	
1	<p>整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行う。 ● 施設等の整備の推進について、日本海特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施する。 ● 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。 ● 施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行う。 ● 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
2	<p>整備すべき施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所 ● 避難経路 ● 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 ● 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路 ● 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地、又は建築物 ● 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設又は港湾施設 ● 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設 ● 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設 ● 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 ● 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、公立の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強 ● 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの ● 地域防災拠点施設 ● 防災行政無線設備その他の施設又は設備 ● 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備 ● 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫 ● 負傷者を一時的に受け入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材 ● 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地等

第2 建築物、構造物等の耐震化の推進

実施内容
1 建築物の耐震化
<ul style="list-style-type: none">● 耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。● 防災拠点等の耐震診断を行い、その結果を公表する。● 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
2 ライフライン施設等の耐震化
<ul style="list-style-type: none">● 主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。● 主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。● ライフライン事業者等と連携し、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。● 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
3 長周期地震動への対応等
<ul style="list-style-type: none">● 国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図る。

第5節 防災訓練計画

担当	危機管理室
連携先	道、防災関係機関、自主防災組織

実施内容	
1	防災訓練計画
	<ul style="list-style-type: none">● 地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を実施する。● 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。● 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めめる。● 道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。<ul style="list-style-type: none">・ 動員訓練及び本部運営訓練・ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練・ 津波警報等の情報収集、伝達訓練・ 災害の発生の状況、避難指示等の避難情報、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練● 防災訓練の実施に当たっては、津波避難訓練を年1回以上実施するように努める。● 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報等を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

担当	危機管理室
連携先	防災関係機関、自主防災組織

実施内容
1 市職員等に対する教育
<ul style="list-style-type: none">● 災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。● 防災教育は、部、課、機関ごとに行い、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。<ul style="list-style-type: none">・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識・ 地震・津波に関する一般的な知識・ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識・ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題・ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

2 市民等に対する教育・広報
<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、関係機関と協力して、市民等に対する教育を実施する。 ● 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ・ 地震・津波に関する一般的な知識 ・ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 ・ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とすべき行動に関する知識 ・ 正確な情報の入手方法 ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ・ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 ・ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識 ・ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法 ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 ・ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持ち出し品 ● 市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。 ● 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行う。
3 児童・生徒に対する教育・広報
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の地震及び津波災害の実態 ・ 地震や津波の発生の仕組みと危険性 ・ 地震や津波に対する身の守り方と心構え ・ 地域における地震・津波防災の取り組み 等
4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報
<ul style="list-style-type: none"> ● 防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮し、防災上重要な管理者は、道、市が実施する研修に参加するように努める。
5 自動車運転者に対する教育・広報
<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努める。
6 相談窓口の設置
<ul style="list-style-type: none"> ● 地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第7節 地域防災力の向上に関する計画

担当	危機管理室
連携先	防災関係機関、自主防災組織、各事業所

実施内容
1 市民の防災対策
<ul style="list-style-type: none">● 市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限に留めるために必要な措置をとる。● 市民は、平時から地震・津波に対する備えを心掛け、地震防災に関わる研修や訓練等への参加等を通じて、実践的な災害対応能力を身に付けるよう努める。● 市は、市民の防災対策を推進するため、防災訓練の実施や防災知識の普及に努める。
2 自主防災組織の育成等
<ul style="list-style-type: none">● 市民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努める。● 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
3 事業所等の防災対策
<ul style="list-style-type: none">● 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施する等の防災活動の推進に努める。● 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、市町村、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施する。● 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。● その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第8節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

担 当	全部全班
-----	------

実施内容	
1	<p>後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する組織等の設置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道が受けた後、市へ伝達される。 ● 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行う。 ● 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。 ● 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努める。 ● 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。
2	<p>市の災害に関する組織等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、本編第3章第1節「地震・津波災害時の活動体制の確立」に準ずる。
3	<p>後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。
4	<p>災害応急対策をとるべき期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。
5	<p>市のとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民に対し、平時からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼び掛ける。 ● 施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

第9節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

担当	危機管理室
連携先	道

実施内容
1 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
<ul style="list-style-type: none">● 津波避難対策の推進に関する基本的な方針として、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類を定める。● 津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、目標及びその達成期間を定める。

地区名	事業種類	目標	達成期間
勇払地区	津波避難施設整備	避難困難地域の解消	令和12年3月まで
錦糸・ときわ地区	津波避難施設整備	避難困難地域の解消	令和12年3月まで